

令和4年6月13日

保護者の皆様へ

えびの市立真幸中学校
校長 清 俊一

教職員による生徒へのわいせつ行為等の防止について

小満の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、全国的にわいせつ行為等により懲戒処分等を受けた教職員の数が増加傾向にあり、今年4月より「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されました。この法律を受けて、県全体でも児童生徒へのわいせつ行為等の根絶に向けて、取り組んで参りますが、本校におきましても、「不祥事は絶対に起こさない」という覚悟で、全力で取り組んで参ります。

つきましては、本校として下記のとおり対応しますことを御連絡申し上げますとともに、趣旨を御理解の上、御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

記

- 1 セクハラ・わいせつ行為等に関する相談窓口は、以下のとおりですので、何かありましたら遠慮なくご相談ください。

真幸中学校内 教頭 吉村 政文、教諭 山口 ゆかり

0984-37-1150

えびの市教育委員会

0984-35-3721

宮崎県教育委員会 セクハラ相談窓口（教職員課内）

0985-26-7241 月・金8:30～17時15分 ※祝休日除く

宮崎県教育研修センター 教育相談「ふれあいコール」

0985-38-7654、0985-31-5562

毎日8時30分～21時※祝日・年末年始を除く

- 2 教職員が生徒とメール・SNS等でやりとりすることを禁止しています。
- 3 教職員は、生徒からの相談がある場合は、メール等で行うのではなく、管理職等に報告した上で、学校での直接面談で行うこととしています。
- 4 生徒からも、安易にメール等を教職員に送信することがないように指導しています。
- 5 教職員は、生徒を私的な理由で自分の車に同乗させないこととしています。
- 6 教職員は、生徒を私的な理由で自宅に招かないこととしています。